

## 中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2023 年 5 月 12 日号 (No.398)

### I. 注目法令等の紹介

1. 「間諜防止法（スパイ防止法）2023 改正」
2. 「工業・貿易企業重大事故の潜在的危険性判定基準」
3. 「ネットワーク安全標準実践ガイドライン—ネットワーク  
データ安全リスク評価実施手引き（意見募集稿）」

森・濱田松本法律事務所  
中国プラクティスグループ  
<https://www.mhmjapan.com/>

本号編集責任者：石本 茂彦

### II. その他の法令等一覧

### I. 注目法令等の紹介

#### 1. 「間諜防止法（スパイ防止法）2023 改正」<sup>1</sup>

全国人民代表大会常務委員会 2023 年 4 月 26 日公布、2023 年 7 月 1 日施行

執筆担当：原 潔、塩崎 耕平、鈴木 幹太

2023 年 4 月 26 日、全国人民代表大会常務委員会第 2 回会議において「間諜防止法（スパイ防止法）2023 改正」（以下「本法」という。）が採択され、2023 年 7 月 1 日に施行される。今回の改正は、2014 年に施行された現行「間諜防止法（スパイ防止法）」（以下「現行法」という。）に対する初の改正であり、条文数は従来の 5 章 40 条から 6 章 71 条に増加する。

主な改正点は以下のとおりである。

- ✓ 間諜（スパイ）行為（以下「スパイ行為」という。）の範囲の拡大
- ✓ 国家安全保護に関する教育等の国家安全防止措置実施の明記
- ✓ 国家安全機関の法執行、調査権限の強化
- ✓ 法的責任の強化

国家秘密・情報に加え、「国家の安全と利益にかかわる文書、データ、資料、物品」の盗取、不法提供等もスパイ行為に含むとされるなど、スパイ行為の範囲が拡大されたこと、改正後においても、どのような行為がスパイ行為に該当するかが明確であるとは言い難い面などがあり、中国事業を進めていく上での情報収集、当局関係者等との交流等の際に、留意する必要がある。

<sup>1</sup> 原文「反间谍法（2023 修订）」

## 中国最新法令〈速報〉

### (1) スパイ行為の範囲の拡大

現行法においてすでに定義している「スパイ行為<sup>2</sup>」のほかに、新たに「間諜組織及びそのエージェントに「頼る」<sup>3</sup>行為」や、「国家機構、秘密にかかわる組織又は重要情報インフラ等に対して、ネットワーク攻撃、侵入、妨害、コントロール、破壊等を実施する行為」もスパイ行為に該当すると規定した（4条）。

また、今回の改正で、国家秘密・情報に加え、「そのほかの国家の安全と利益にかかわる文書、データ、資料、物品」を窃取、偵察、買収又は不法に提供する行為もスパイ行為に含むこととされた<sup>4</sup>（4条）。

加えて、中国領域において、又は中国の公民、組織もしくはその他の条件を利用して、第三国に対するスパイ活動に従事し、中国の国家安全を脅かす場合には、本法の適用範囲に属することを規定している（4条）。

### (2) 国家安全保護に関する教育等の国家安全防止措置実施の明記

本法は「国家安全防止措置」について独立の章・節を設けており、国家機関、人民団体、企業、事業組織及びその他の社会組織<sup>5</sup>が当該組織の人員に対して国家安全保護に関する教育を行う等の国家安全防止、スパイ活動防止措置を実施すべきと明示的に規定している（12条）。

さらに、本法は、「国家安全防止の重点組織」<sup>6</sup>のスパイ活動防止責任として、スパイ活動防止重点組織管理制度、重点組織におけるスパイ活動防止制度構築、職員に対するスパイ活動防止教育と管理強化、離職した人員のスパイ活動防止義務の履行状況に対する監督検査についても規定している（17～21条）。

### (3) 国家安全機関の法執行、調査権限の強化

国家安全機関のスパイ活動防止行政法執行、調査の権限等について、以下の根拠

<sup>2</sup> スパイ行為の定義は以下のとおりである。(1) 間諜組織及びそのエージェント（原文は「代理人」）が実施し、もしくは他人に指図して、もしくは経済的に援助して実施させ、又は国内外の機構、組織、個人がそれと結託して実施する中華人民共和国の国の安全に危害を及ぼす活動、(2) 間諜組織に参加し、又は間諜組織及びそのエージェントの任務を受け入れること、(3) 間諜組織及びそのエージェント以外のその他の国外機構、組織、個人が実施し、もしくは他人に指図して、もしくは経済的に援助して実施させる活動、又は国内機構、組織、個人がそれと結託して実施する国家秘密もしくは情報を窃取し、偵察し、買収し、もしくは不法に提供する活動、又は国の職員を策動し、誘引し、買収して反逆させる活動、(4) 敵のために攻撃目標を指示すること、(5) その他の間諜活動を行うこと（現行法 38条）

<sup>3</sup> 「頼る」の中国語原文は「投靠」という語で、依頼する、身を寄せる等のニュアンスがある。

<sup>4</sup> 脚注 2 の (3) 「間諜組織及びそのエージェント以外のその他の国外機構、組織、個人が実施し、もしくは他人に指図して、もしくは経済的に援助して実施させる活動、又は国内機構、組織、個人がそれと結託して実施する国家秘密もしくは情報を窃取、偵察、買収又は不法に提供（する行為）」という規定が、本法では、「間諜組織及びそのエージェント以外のその他の国外機構、組織、個人が実施し、もしくは他人に指図して、もしくは経済的に援助して実施させる活動、又は国内機構、組織、個人がそれと結託して実施する国家秘密もしくは情報及びそのほかの国家の安全と利益にかかわる文書、データ、資料、物品」を窃取、偵察、買収又は不法に提供（する行為）」という規定に改正されるということである。

<sup>5</sup> 文理上、中国に所在する外資企業も含まれていると考えられる。

<sup>6</sup> 「間諜安全防止業務に関する規定」（原文「反间谍安全防范工作规定」）の 9 条により、国家安全機関は組織の性質、所属する業種、秘密にかかわる程度及び国家安全事故が発生したかどうか等の要素を考量し、関連部門と提携して重点組織名簿を作成し、且つ定期的に調整し、書面の形式で重点組織に告知する。名簿を社会に公開するかどうかについて、明確には規定していない。

## 中国最新法令 < 速報 >

規定が明記された。すなわち、国家安全機関の人員は、スパイ活動防止業務を行う際、国家安全機関の責任者の承認を経る等した上で、関係個人及び組織の電子設備、施設、プログラム及びツールを調査すること（25条）、任務執行に必要な範囲で、関係する文書、データを閲覧、調査すること（26条）、本法に違反する人員を召喚し、調査すること（27、31条）、スパイ行為の疑いがある人員の関連財産情報を照会すること（29条）、スパイ行為の疑いがある人員に対して、出国を禁止すること（33条）、入国後に国家又は公衆安全に危害を及ぼす活動を行う可能性がある国外人員に対して、入国を禁止すること（34、35条）等の根拠規定が明記された（27～35条）。

また、ネットワーク情報化の急速な発展に伴い、本法においても新たにスパイ行為にかかわるネットワーク情報の内容又はサイバー攻撃等のリスクを発見した場合の通報及び措置を追加し、「ネットワーク安全法」に規定された職責に基づき、関係部門に連絡し、関係部門が法により処置し、又は責任を負う電気通信業務経営者、インターネットサービス提供者が遅滞なく脆弱性の修復、ネットワークの補強、伝送停止、サービス一時停止、関連アプリケーションの廃棄等の措置を講じるべきことを規定した（36条）。

同時に、本法は国家秘密・情報に対する鑑定評価メカニズムを規定し、関連事項が国家秘密又は情報に属するか否かについて鑑定を行う必要がある場合、又は危害の結果について評価を行う必要がある場合、国家秘密保持部門又は省レベルの秘密保持部門が手順に従い、一定期間内に鑑定、評価を行うことを規定している（38条）。

### （4）法的責任の強化

本法では、個人のスパイ行為実施について、犯罪を構成する場合は刑事責任を追究し、犯罪を構成しない場合は警告または15日以下の行政拘留の処罰のほか、罰金を単独で又は併せて科すことができる旨を規定している。また、「単位」（企業、組織等）の場合は、単位に対して罰金を科すほか、直接責任者に対する処罰も規定されている。また、情状及び結果の状況に応じて、関連業務の停止、関連サービスの提供又は生産停止・休業の命令、関連免許の取消、登記取消の処罰を下すことができるとする（54条）。

外国の人員が本法に違反した場合については、国家安全主管部門は期限付出国命令に処し、かつ入国不許可の期限を決定ことができ、所定期間内に出国しなかった場合は国外送還ができると規定している（66条）。また、国務院国家安全主管部門の処罰決定は最終決定とされる（同上）。

（全71条）

## 中国最新法令〈速報〉

2. 「工業・貿易企業における重大な事故の潜在的危険性判定基準」<sup>7</sup>

緊急対応管理部 2023年4月14日公表、2023年5月15日実施

執筆担当：胡 勤芳、福江 真治、井村 俊介

緊急対応管理部は、2017年版の旧基準<sup>8</sup>を廃止し、「工業・貿易企業における重大事故の潜在的危険性判定基準」（以下「本基準」という）を制定した（15条、1条）。

本基準は、工業・貿易企業における重大事故の潜在的危険性の有無の判断<sup>9</sup>に適用される。主な内容として、①工業・貿易企業における各業種共通の判定事項（3条）、②業種別（冶金、非鉄金属、建材、機械、軽工業、紡織、たばこ）の判定事項（4～10条）、③粉塵爆発の危険性のある作業、液体アンモニアを冷却に用いる作業、硫化水素・一酸化炭素等の中毒リスクを有する作業を行う企業についての判定事項（11～13条）を規定している。

また、近年の事故の状況を踏まえ、本基準ではいくつかの判定事項が新設された。例えば、上記①の各業種共通の判定事項は本基準で新設されたものである。重大事故の潜在的危険性があると判定される共通事項として、請負発注者・賃貸人が請負人・賃借人の生産安全業務を一体的に調整・管理しないことや定期的な安全検査を実施しないこと等が列挙され（3条）、これにより請負発注者・賃貸人の生産安全管理義務が重くなったといえる。

（全15条）

3. 「ネットワーク安全標準実践ガイドライン—ネットワークデータ  
安全リスク評価実施手引き（意見募集稿）」<sup>10</sup>全国情報安全標準化技術委員会 2023年4月14日公布、意見募集期限2023年  
5月2日

執筆担当：吉 佳宜、塩崎 耕平、福島 翔平

「ネットワーク安全標準実践ガイドライン—ネットワークデータ安全リスク評価実施手引き（意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」という。）<sup>11</sup>は、2019年8月に施行された『『ネットワーク安全標準実践ガイドライン』管理規則（暫定）』を受けて、相次いで制定されたネットワーク安全標準実践ガイドラインの一環として起草された。

<sup>7</sup> 原文「工贸企业重大事故隐患判定标准」

<sup>8</sup> 原文「工贸行业重大生产安全事故隐患判定标准（2017版）」

<sup>9</sup> 事故の潜在的危険性が存在する場合、当局から危険性の排除、一時的な生産停止、営業停止又は関連施設、設備の使用停止等を命じられ、また過料に処される可能性がある（安全生産法65条1項3号、102条、113条1項）。

<sup>10</sup> 原文「网络安全标准实践指南—网络数据安全风险评估实施指引（征求意见稿）」

<sup>11</sup> 本意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に施行されるまでは標準実践ガイドラインとしての効力を有しないことに留意されたい。

## 中国最新法令 < 速報 >

当該ガイドラインは、データ取扱者がネットワークデータ<sup>12</sup>の安全リスク評価を実施<sup>13</sup>する際に参照することが期待されており、また、当局が実施するデータ安全検査評価の基準となる可能性がある。

本意見募集稿では、ネットワークデータの安全リスク評価の概要、順序及び評価ポイント等を明記しており、評価報告の参考モデルも公表している。

(全 8 条)

### II. その他の法令等一覧

2023 年 4 月 11 日から 2023 年 4 月 24 日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「**台本娛樂管理暫定規定（意見募集稿）**」  
（原文：关于公开征求《剧本娱乐管理暂行规定（征求意见稿）》意见的公告）  
（文化観光部、2023 年 4 月 13 日公布、2023 年 5 月 13 日（意見募集期限））
2. 「**上場会社独立董事管理規則（意見募集稿）**」  
（原文：上市公司独立董事管理办法（征求意见稿））  
（中国証券監督管理委員会、2023 年 4 月 14 日公布、2023 年 5 月 14 日（意見募集期限））
3. 「**先物業務従事者管理規則（意見募集稿）**」  
（原文：关于就《期货从业人员管理办法（征求意见稿）》公开征求意见的通知）  
（中国証券監督管理委員会、2023 年 4 月 14 日公布、2023 年 5 月 14 日（意見募集期限））
4. 「**川入汚染物排出口監督管理規則（意見募集稿）**」  
（原文：关于公开征求《入河排污口监督管理办法（征求意见稿）》意见的通知）  
（生態環境部弁公庁、2023 年 4 月 15 日公布、2023 年 5 月 26 日（意見募集期限））

### セミナー情報

- セミナー 『【オンライン】アドテクノロジーの導入及び第三者提供を中心とした個人データの利活用規制対応の実務～最新法改正と近時の解釈動向を踏まえて～』
- 開催日時 2023 年 5 月 15 日（月）14:00～17:00
- 講師 田中 浩之
- 主催 一般社団法人企業研究会

<sup>12</sup> ネットワークデータとは、ネットワークを介して収集し、保存し、伝達し、処理し、及び発生する各種電子データをいい(本意見募集稿 2.1 条)、ネットワーク安全法 76 条 4 号規定の定義と一致している。

<sup>13</sup> データ安全法上、重要データの取扱者は、安全リスク評価を定期的実施する義務がある（データ安全法 30 条）。

## 中国最新法令 < 速報 >

- セミナー 『中国現地の労務管理のポイント～中国労務管理の特徴から新たに施行される個人情報保護法への対応も含めた最新トピックまで～』
- 開催日時 2023年6月30日（金）13:30～16:30
- 講師 五十嵐 充
- 主催 株式会社金融財務研究会

### 中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、李珉、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真

姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈暘、李昕陽、金春賢

### TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1  
丸の内パークビルディング  
TEL : 03-5220-1839  
FAX : 03-5220-1739  
✉ [tokyo-sec@mhm-global.com](mailto:tokyo-sec@mhm-global.com)

### SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号  
恒生銀行大廈 6 階 200120  
TEL : +86-21-6841-2500  
FAX : +86-21-6841-2811  
✉ [shanghai@mhm-global.com](mailto:shanghai@mhm-global.com)

### BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号  
北京發展大廈 316 号室 100004  
TEL : +86-10-6590-9292  
FAX : +86-10-6590-9290  
✉ [beijing@mhm-global.com](mailto:beijing@mhm-global.com)

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
[mhm\\_info@mhm-global.com](mailto:mhm_info@mhm-global.com)  
03-6212-8330  
[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)